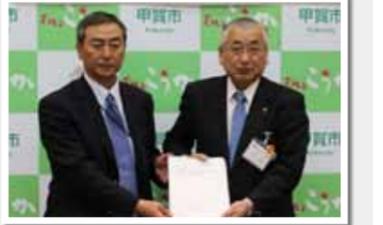


市内ゴルフ場と災害支援協定を締結

3月17日に、市内20カ所のゴルフ場と災害支援協定を締結しました。

東日本大震災でも明らかなように、行政による災害対応には限界があります。風水害だけでなく巨大地震の発生も懸念されるなか、市では事業所など各方面へ災害対応の支援協力をお願いしています。

広大な敷地、クラブハウス、温浴施設等があるゴルフ場は、被災者対策を行うのに非常に適していることから、このほど、県下市町に先駆け、市内にクラブハウスを立地する全てのゴルフ場と災害支援協定を結びました。この協定により、大規模災害時には、避難者の収容、浴場の開放、臨時ヘリポートの設置など、多角的な防災活動へ支援をいただくこととなります。



▲中嶋市長と代表して締結いただいたベアズパウジャパンカントリークラブの下村支配人

期日前投票所の投票立会人を募集

市民の皆さんに政治や選挙をより身近なものに感じていただくことを目的として、選挙時の期日前投票立会人の登録者を一般公募します。

■期日前投票立会人とは

期日前投票所で投票が公正に行われるよう、投票手続きの全般に立ち会います。

■応募資格

甲賀市の選挙人名簿に登録されている人で、特定の候補者と直接利害関係のない公正な人
※6月19日以降の選挙から、年齢要件が満18歳以上となります。

■従事時間等

- ①時間／8時30分～20時
- ②場所／市内の各期日前投票所のうち希望する場所
- ③報酬／国の定める基準による額（交通費は支給しません。源泉所得税を控除します。）

■応募方法

「登録申請書」に必要事項を記入のうえ、持参または郵送等により選挙管理委員会事務局に申請してください。

※「登録申請書」は、選挙管理委員会事務局のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ
選挙管理委員会事務局
☎65-0667 / ☎63-45561

4月から

納税の猶予制度が変わります

市税を一時に納付することができない場合、納税の猶予の制度があります。

これまで納税の猶予制度には、災害等による徴収猶予、職権による換価の猶予がありました。4月1日から甲賀市税条例の改正により、新たに納期限から6カ月以内であれば、自ら財産の差押えや換価（売却）の猶予を申請することができるようになりました。

また、猶予を受ける際に担保が必要となる金額が50万円以上から100万円以上に引き上げられ、より猶予の申請がしやすくなりました。

徴収猶予「納税者の申請」

- ①災害、盗難、病気等により、一時に納付することができないとき
- ②事業の休止、事業上の損失等により、一時に納付することができないとき
- ③賦課決定等の処分が遅延した場合で、一時に納付することができないとき

換価の猶予「地方団体の長の職権」

次の事実該当し、納税について誠実な意思を有するとき。

- ①財産の換価を直ちにすることにより、事業継続・生活維持を困難にするおそれがあるとき
- ②財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすること比べて、徴収上有利であるとき

換価の猶予「納税者の申請」新設

申請期限：納期限から6カ月以内

- ①一時に納付することにより事業継続・生活維持困難となるおそれがあり、納税について誠実な意思を有するとき

※市税に滞納がある場合は申請できません。

※納付までの日数に応じて延滞金がかかり、また、督促状の送付を受けてもなお納付されないときには、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがありますので、お早めに滞納債権対策課までご相談ください。

滞納債権対策課 滞納対策係 ☎65-0681 / ☎63-4574

平成28年 第2回甲賀市議会定例会

第2回甲賀市議会定例会が2月17日から3月22日までの期間で開催されました。市が提案し、審議、可決された主な議案は次のとおりです。

■平成28年度予算

2～7ページに掲載

■主な条例の制定

- 甲賀市まちづくり基本条例
- 甲賀市行政不服審査法施行条例
- 甲賀市消費生活センター条例
- 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 甲賀市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 甲賀市手数料条例の一部を改正する条例
- 甲賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

■平成27年度補正予算

- 平成27年度甲賀市一般会計補正予算(第5号)
- 平成27年度甲賀市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- 平成27年度甲賀市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 平成27年度甲賀市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 平成27年度甲賀市水道事業会計補正予算(第2号)

■財産の取得

- 旧公立甲賀病院跡地購入
- 信楽高原鐵道気動車購入

■市道路線の認定

- 西林口4号線外2路線を認定

■契約の締結

- 城山中学校屋内運動場屋根材等補強工事
- 伴谷小学校屋内運動場屋根材等補強工事
- 水口小学校屋内運動場屋根材等補強工事

学習支援事業 学んでいコウカ ボランティア募集

昨年度から始まった、支援の必要な家庭の小中学生を対象とした「学習支援事業」を、今年度から多くの子どもたちが利用できるように、今までの「水口教室」に加え土山・甲賀・甲南を対象にした「甲南教室」「信楽教室」を増やし3カ所で行います。

この「学んでいコウカ」は、生活支援課が生活相談などを受けている家庭の子どもたちに、進路指導や生活習慣の確立、居場所づくり、学力の向上を目的に開催するもので、週1回各教室の代表者や大学生などのボランティアの協力により宿題や自主学習の支援を行っています。

また、地域の方のさまざまな話を聞いたり、地元の食堂やボランティアの協力により食事の提供をする「子



▲平成27年度「学んでいコウカ」修了式の様子

ども食堂」では、友達と食事をする楽しさも味わってもらおう場としています。

生活支援課では、この「学んでいコウカ」の運営を支えていただけるボランティアや地域の方を募集しています。

詳しくは生活支援課までお問い合わせください。

問い合わせ
生活支援課 ☎65-0735 / ☎63-4085